冤罪犠牲者を早期に救済する

「再審法（刑事訴訟法の一部改正）」改正の要請書

議員　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本国民救援会●●●本部

会　長　　●●　●●

国民生活の向上にご尽力されていることに、心より敬意を表します。冤罪犠牲者を早期に救済するために、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）」について、今国会で成立させるためのご尽力をお願いしたく、要請いたします。

様々な冤罪事件の支援活動の経験から、再審制度の不備が明らかに

私たちは、冤罪を生まない司法制度の実現と、冤罪被害者の救済をめざして活動している人権団体「日本国民救援会」です。国民救援会は、１９２８年に創立され、今年で９７年を迎えました。冤罪事件のたたかいでは、古くは八海事件をはじめ免田、財田川、松山、島田の各事件、そして昨年９月に戦後５件目の死刑再審無罪となった袴田事件も支援してきました。また、近年では、足利、東電「OL」殺人、布川、東住吉、松橋、湖東事件など、相次いで再審無罪となった多くの事件を支援してきました。  
　こうした活動を通じて、現行の再審制度には多くの不備があることが明らかとなり、私たちは現行の刑事訴訟法の再審に関する規定を改正するために、草の根から運動をすすめています。

全国６５６議会が、再審法改正を求める意見書を採択

　私たちは、「無実の人を救いたい」という市民の声を、見える形で国会に出そうと、地方議会から国に宛てて再審法改正をもとめる意見書を採択する運動にとりくみました。日弁連および全国の単位弁護士会と共に、国民救援会の組織がとりくんだ結果、2025年5月8日現在、24道府県議会をはじめ全国で約６５６の議会（24県317市2区255町58村）で再審法改正を求める意見書採択が決議されました。

　また、マスコミでも袴田事件や福井女子中学生殺人事件の教訓を生かして、再審法改正を喫緊の課題とすべきだと多くの新聞社が社説で主張し、国民もそれを支持するなど、世論がかつてないほどに高まっています。

　こうした国民世論の高まりを受けて、昨年３月、超党派による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が結成されました。参加議員は、全ての国会議員の過半数を超える３８４人までに発展しています。

議員連盟は、今年３月に総会を開催し、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案（仮称）要綱」の取りまとめを行うとともに、今後、条文化を行った上で、今国会に議員立法として法案を提出し、その成立を目指す方針を確認しました。同要綱の内容は、私たちが求める改正の方向と基本的に一致していることから、日本国民救援会としても、今国会での再審法改正の実現を図るべく運動をすすめているところです。

今国会で、議員立法による再審法改正が喫緊の課題

一方、この議員立法での動きに対して、これまで後ろ向きだった法務省が方針を転換しました。鈴木馨祐法相が法制審議会に再審制度の見直しを諮問し、４月２１日に初の部会が開かれました。しかし、えん罪被害を生み出し、えん罪被害者の救済を妨げてきたのは他ならぬ検察庁であり、法務省もこれまで再審法改正に一貫して反対してきた経緯があります。法制審に期待する声もありますが、法制審は第三者機関でなく法務大臣の諮問機関であり、その事務方は検事出身者が主導しています。

　私たちは、緊急かつ最小限の改正項目として、すでに超党派で一致をしている議員連盟が掲げる改正要綱に基づき、唯一の立法機関である国会議員が、国民の負託に応えて議員立法により再審法改正を実現されることを強く求めます。

再審法改正の実現へ、今こそ国会の決断を

日本国憲法の基本的人権の尊重の理念を活かして、無実の人を早期に救済する再審法改正が今国会で改正できるかが焦点となっています。私たちは、その実現をめざして、国会議員、弁護士会、市民が一体となって運動を進めます。

　つきましては、今国会で超党派による「えん罪犠牲者を早期に救済する議員連盟」が提案する「刑事訴訟法の一部を改正する法律案（仮称）」を今国会でぜひ実現できるよう、格別なご尽力をお願い申し上げます。

**２０２５年　　月　　日**

**≪連絡先≫　日本国民救援会●●●本部**

**〒○○○―○○○○**

**TEL　　（　　　）**

**FAX 　 （ ）**